

## 基本理念（案1）

区は、国における個人情報保護法制の確立に先駆けて杉並区個人情報保護条例を制定するなど、個人情報の保護に関する先進的な取組を行い、区民の基本的な人権の尊重と信頼される区政の実現に努めてきたところ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正（令和3年5月17日公布）により、地方公共団体の個人情報保護制度は法の規律に一元化されることとなり、一大転機を迎えることとなった。

このような中、区は、法の趣旨を踏まえつつ、これまでの個人情報の保護に向けた取組に誇りを持ち、これを維持向上させるよう努めるとともに、個人の権利利益に配慮しながらも日々飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施することで、更なる区民福祉の増進及び適切かつ円滑な行政運営を図ることとする。

### （区の機関の責務）

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用するにあたっては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、個人情報の保護及び区民福祉の増進を図るため必要な措置を講じなければならない。

### （事業者の責務）

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護に係る区民の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

### （区民の責務）

区民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

## 基本理念（案2）

### （基本理念）

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ）は、区民の基本的人権の尊重と信頼される区政の実現を図るため、これまでの個人情報の保護に向けた取組に誇りを持ち、これを維持向上させるよう、時代に即した必要な措置を講じなければならない。

2 区の機関は、区民福祉の増進及び適正かつ円滑な行政運営を図るため、個人の権利利益に配慮しながらも日々飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施するよう努めなければならない。

### （区の機関の職員等の責務）※

個人情報を収集し、又は保有個人情報を保有し、若しくは利用する区の機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### （事業者の責務）

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護に係る区民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

### （区民の責務）

区民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

※ 個人情報保護委員会に確認をしたところ、下線部の規定については、改正法第67条（従事者の責務）と内容が重なるため、重複して条例に規定することはできない。

### <参考>

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。